

1. 業界に対し、柔軟仕上げ剤など香害をもたらす製品の製造・販売に規制を掛けてください。

(回答)

- 現段階において、柔軟仕上げ剤等の香料成分が健康被害の原因であるという確たる科学的知見はないものと認識しております。
- こうした状況下、業界や事業者に対して規制を課すことは適切ではないと考えています。
- 他方で、香りに不快感を感じたり、使用する製品に関する詳しい情報を求める消費者からの声があることを踏まえ、業界としても様々な取り組みを行っていることを承知しています。
- 具体的には、業界団体である日本石鹼洗剤工業会では、
  - ① 2018年7月に「衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準」を改定し、事業者として周囲への配慮や適正使用量を守るよう啓発活動を行ってきており、
  - ② 2020年3月に「会員社の香料成分の自主的な開示の際の指針について」を策定し、消費者への情報提供を促してきました。この指針に基づき、一部の事業者では成分の情報開示が進んでいます。

- 経済産業省としては、引き続き、業界と連携しながら御懸念の払拭に取り組んでまいります。

経済産業省

製造産業局素材産業課

連絡先 03-3501-1737